

第 2 章 基本的施策

意見の概要	修正前	修正後	備 考
1. 消費者の自立支援			
(1)消費者教育の推進 ア 消費者教育の機会の充実 取組内容⑥「地産地消の推進及び食育の推進」の担当課等に「健康増進課」を加えた方が良い。	[P 8 : 取組内容、担当課等] ⑥地産地消の推進及び食育推進運動の実施 農政課、学校教育課	[P 7 : 取組内容、担当課等] ⑥地産地消及び食育の実施 農政課、学校教育課、健康増進課 ※ 取組内容は、広い意味合いの表現に修正した。	
2. 消費生活の安全・安心の確保			
(1)身近な生活環境の安全・安心の確保 イ 建物の安全性の確保 「経年劣化により安全性が低下したり、…」の文章が分かりづらいので、分かりやすく修正した方が良い。	[P 1 2 : 1 行目] 経年劣化により安全性が低下したり、安全基準の改正等により安全性の評価が低下することがあります。	[P 1 1 : 1 行目] 経年劣化や安全基準の改正等により、 <u>安全性やその評価が低下することがあります。</u>	
3. 消費者被害の未然防止及び救済			
(2)消費者被害救済体制の強化 ア 消費生活相談体制の充実 市の計画であることから、原則として、担当課等に市の担当課を入れた方が良い。取組内容⑥「司法書士による無料法律相談の実施」についても、市の担当課を記載した方が良い。	[P 1 7 : 担当課等] ⑥司法書士による無料法律相談 栃木県司法書士会	[P 1 6 : 担当課等] ⑥司法書士による無料法律相談 栃木県司法書士会、 <u>安全安心課</u>	
(3)高齢者等への消費生活に関する支援の強化 イ 高齢者等への見守りの強化 「制度を選ぶことができる」ではなく、「 <u>家庭裁判所に申し立てをすることができる</u> 」と改めた方が良い。また、「任意後見制度」についても、もう少し加筆した方が良い。	[P 1 9 : 「成年後見制度」注釈 4 行目] 判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選ぶことができる。	[P 1 8 : 「成年後見制度」注釈 4 行目] 判断能力の程度など本人の事情に応じて <u>家庭裁判所に申し立てをすることができる。</u>	